

令和 6 年度（2024 年度） 第 2 回

吹田市立高齢者いきいの家指定管理者候補者選定委員会 （議事録）

1 開催日時・場所

日時 令和 6 年（2024 年）8 月 1 日（木）午後 1 時 25 分から午後 4 時 15 分まで

場所 吹田市役所 中層棟 4 階 第 4 委員会室

2 出席委員

- | | |
|-----------|---|
| (1) 吉岡 洋子 | 関西大学 教授
(学識経験者) |
| (2) 奥谷 義信 | 社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 副会長
(市内の福祉を目的とする公共的団体の代表者) |
| (3) 西川 緑一 | 吹田市民生・児童委員協議会 岸部地区委員長
(市内の福祉を目的とする公共的団体の代表者) |
| (4) 井上 寧 | 近畿税理士会吹田支部 幹事
(公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識
又は経験を有する者) |
| (5) 八瀬 恵 | 大阪府社会保険労務士会 労務監査推進特別部会 副部会長
(社会保険労務士、その他労務管理に関し専門的知識
又は経験を有する者) |

3 欠席委員

なし

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 労務、財務についての講評
- (3) ヒアリング等審査
- (4) 答申
- (5) その他、閉会

5 資料

【資料 1】第 2 回 吹田市立高齢者いきいの家指定管理者候補者選定委員会
タイムスケジュール

【資料 2】吹田市立高齢者いきいの家指定管理者候補者の選定方法について

6 議事の概要

委員長

ただいまより、第2回吹田市立高齢者いこいの家指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。

本日選定委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席いただき誠にありがとうございます。

まず初めに、事務局から本日の出席者の状況報告をお願いいたします。

事務局

本日は選定委員の総数5名の内、出席委員5名で全員御出席いただいておりますので、吹田市立高齢者いこいの家条例施行規則第20条第2項の規定により、本選定委員会が成立していることを御報告いたします。また、本選定委員会は、吹田市情報公開条例第28条第3号に基づき、非公開といたします。

委員長

本日はヒアリング等審査です。

事務局から、ヒアリング等審査のタイムスケジュールや実施方法等について説明してください。

事務局

【タイムスケジュールや実施方法等について説明】

委員長

次に、労務や財務面について、専門的見地から御説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。まずは、労務面から御説明をお願いします。

委員

(法人A、B、Cの人事労務の状況について説明。)

提出された書類で確認

法人A・・・就業規則・労働保険・雇用保険・社会保険・労働条件通知書・最低賃金については問題なし。最低賃金は勤務先が大阪府であることを前提に確認。労働条件通知書で一部不備あり。明示すべき事項が別で定めている場合は問題なし。

法人B・・・就業規則・労働保険・雇用保険・社会保険・労働条件通知書・最低賃金については問題なし。最低賃金は勤務先が大阪府であることを前提に確認。

法人C・・・労働保険・雇用保険・社会保険・労働条件通知書・最低賃金については問題なし。最低賃金は勤務先が兵庫県と記載があったため兵庫県の最低賃金を遵守しているこ

とを確認。就業規則に付随する報酬規程（賃金規程）の絶対的必要記載事項に記載漏れがあったが、全体的なものが別で整備されている場合は問題なし。

委員長

ただ今の説明に対して、御質問等はございますか。

各委員

（質問等なし）

委員長

続きまして、財務面について、専門の委員から御説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員

（法人A、B、Cの財務状況について説明。）

財政が安定しているかどうか確認する指標として社会福祉法人を作るときの3指標（流動比率は120%以上、固定比率100%以下、自己資本比率33%以上）で確認

法人A・・・3指標すべて問題なし

法人B・・・3指標すべて問題なし

法人C・・・組合出資のため自己資本比率が約20%であるが、出資によるもので増資ができないため2割前後あれば財務状況は問題ない

委員長

ただ今の説明に対して、御質問等はございますか。

委員

すべて問題ないということでしょうか。項目3で点数の差はありますか。

委員

財務関係に関しては何があるかわからないので満点をつけることはできないかなと私は思います。10点をつけると絶対につぶれないということになるので。

委員長

一旦、3者ともクリアはしているということですね。

委員

差はつけられないという理解でいいと思います。

委員

労務に関して確認はしますが、法人 A が労働条件通知書に一部不備がありました。
法人 C も別に規程がないか確認します。

委員長

全国でされているような大きなところとなると規程を見るのが難しくなるものですか。

委員

法人 C は報酬規程に関西事業本部と記載があったので、就業規則は全体版なのかと拝見していました。地域単価があるとその手当の価格を変えたりされているかもしれないので、推測ですが、地域ごとに、事業所ごとに受けられる事業の関係で何か特別にお作りになっているのかもしれませんが。

委員長

ありがとうございました。
では、ヒアリング等審査を始めます。まず、法人 A の審査です。
(法人 A 入室)
プレゼンテーションを開始してください。

法人 A

(プレゼンテーション)

委員長

質疑応答に入ります。何か御質問等はございますか。

委員

3点あります。1つは、先ほどプレゼンテーションで他に指定管理を受託しているのが19件あり、そのうち高齢者の分が7件あると伺いました。それだけ実績があるという風に評価できると思います。自主事業で個人負担が1,000円から3,000円と記載がありましたが、この金額は妥当なのでしょうか。他の施設でも同じようなことをやっておられると思いますが、その場合も同じような金額設定になっているのでしょうか。

法人 A

一般的な講座は実費程度として300円から500円程度でやらせていただいているんですが、こちらに挙げさせていただいた1,000円から3,000円というのは吉本興業の芸人さんと呼んだときですとか、ちょっと大きなことをする時にそれぐらいの負担が必

要になるかなという計算で出させていただいています。一般的かと言われると、老人福祉センターにしてはこれは高額だと自覚しております。

委員

利用される方は、年金生活者が中心だと思うんです。それで1,000円から3,000円の負担というのは、いかがなものかと気になりました。色々なイベントをやっていただくのは非常に有難いです。季節の飾りつけをやるというのは認知症予防に繋がってくるかなと思います。認知症予防で回想法というのがあります。昔のことを思い出してという意味では季節の飾りつけをされるのはいいことかなと思います。あと気になったのが、25ページで府内企業や老舗店舗とタイアップして体験講座を開催しますとあります。事務局にお聞きしたいのですが、あの施設の厨房は使えないという前提ではなかったのですか。

事務局

使えないことはないですが、大きな厨房の設備を更新する予定はないです。あるものでどう活用されるかになります。

委員

そのことは充分理解をされている、機械の更新はない、ある部分の中でそういうことが可能ですよという提案なんですよね。

法人A

和菓子教室や味噌づくりですとかは、洗う水場があればできるように設定させていただいております。必ずしも厨房がある施設ばかりではなく、この施設では大きな厨房がありましたけれども他でも実施していますので現在の設備で問題なく開催できると考えております。

委員

これは5年間の契約ですが、その間に厨房設備を入れ替えたり、改造してもらわないと困るんですということにはならないですか。

法人A

そこまでのことは想定していません。

委員

あと一点、研修についてですが、年1回の人権研修はぜひともやっていただきたいと思います。ただしこの中で外部講師を呼ぶと記載されていますが、吹田市内で地域性があるので、この人権研修については吹田市の人権担当部署と相談されたほうがスムーズに行く

と思います。まったく違うところから外部講師を呼ぶよりも人権担当部署のほうで高齢者
いこいの家の特性は御存じですから、そのところを配慮しながら、どういう外部講師が
適切なのかというところは市の人権担当と御相談なさるほうがいいと思います。

法人A

ありがとうございます。

委員

労働条件通知書ですが、月給のセンター長の方と、日給のパート看護師さん、清掃の方
の3名御添付いただいております。労働条件通知書という名称で御本人に通知されてい
るのはこの1枚だけでしょうか。ここにはないものが別にあるというわけではないでしょう
か。

法人A

雇用条件確認書を別に御用意させていただいております。そちらには締め日ですとか
支払日ですとか給与から控除されるもの等を記載させていただいております。

委員

新しく2024年度の4月からの分もきっちり添付していらっしゃるのに、今おっしゃ
ったような項目が記載されていなかったの、別途のものがあるのかどうか確認させてい
ただきたくお伺いいたしました。ありがとうございました。

一番賃金が低い方のものを添付いただくようにということだったのですが、勤務先が伏
せられていてわからないのですが、大阪府ということよろしいですか。

法人A

そうです。

委員

看護師さんで日給の方を勤務時間で割り戻したときに、最低賃金になるんですが、現実
的に応募者はいらっしゃるのでしょうか。

法人A

今のところ同じ方で長く勤めていただいているところです。確かに事情があって退職さ
れた後、募集が困難な場合があります。

委員

そういった場合は賃金を見直すお考えということですか。

法人A

はい。

委員

吉本興業さんや老舗のお店の体験講座ですが、高齢者を対象としてされた実績があるということでしょうか。子どもから大人までと書いてあるのですが、高齢者に対しても同じように3,000円というような金額なんですか。

法人A

一番高いのが3,000円ということになっていまして、芸人さんのランクによって単価が変わるところと、他は材料費になっています。基本は、世代間交流という形にして高齢者だけでなく若い方も参加できるような形でやらせていただいています。特に手打ちうどんの教室や味噌づくり、和菓子の教室は、お孫さんと参加されて一緒に作ったりということが多々ございますので、その時も材料費込みで1,000円くらいです。

委員

そういった実績があるということで理解していいですか。たくさん御参加いただいたという理解でいいですか。

法人A

御好評いただいております、年1、2回定期的に開催させていただいております。自分で作ったものを持ち帰ったりできますので、そういったところで人気になっています。

委員

いこいの家は高齢者の施設ですので、子どもさんばかりが来て何かするとか、親子で来て何かするとか、そういうところではないので、その辺のやり方は考えてもらわないといけないところがあるかなと思います。世代間交流をすることについては、いいことなのかなと考えますので、実際にはどのようにやろうと思いますか。

法人A

指定管理業務の指定事業は平日に今まで通り高齢者中心でと考えておりますが、土曜日やイベントの時にお祭りをするですとか、そういったときはおおむね60歳以上ということですので、その家族の方ですとか近隣の方も参加できるような形でこういう風な自主事業もあわせてやっていこうと考えていますので、月1回とかそれくらいのペースになっていくと思います。一般的になってきたら数もまた増えていくかもしれませんが、今のところは月1回か2回、土曜日とかを使って世代間交流も含めた取り組みができればと考えて

います。

委員

年間を通じて特別なイベントをされるということですね。ありがとうございました。

委員

気になるのは、なぜ吉本興業を出されるのか。というのは芸人さんと呼ばば当然高くなります。今吹田で33地区の地区福祉委員会があって、それぞれの地域で色々な事業をやっています。その際に社会福祉協議会のボランティア連絡会に登録されている方を、素人の方ですがお呼びしてやっています。地域では、そんなにお金が出せないから芸人さんと呼んでというのはやっていない。当初はできるだけ価格を抑えて、しかもお年寄りの方に喜んでもらえるようなことを取り組んだらいいと思います。その上で、これからお使いになる方のアンケートの中で芸人さんと呼んだらいいと出れば検討されたらいいと思いますが、最初から吉本興業の芸人さんと呼ぶことを前提に1,000円とか3,000円とかいうのは避けたほうがいいと個人的に思います。市の指定管理料の中でやり繰りしないといけないが、高額な個人負担をとるのは検討されたほうがいいと思います。

委員

高齢者いこいの家は元気なお年寄りが対象です。65歳を超えると5人に1人が認知症になる可能性があるということで、軽度の認知症の方への対応について何かノウハウがあれば教えていただきたいです。

法人A

脳トレや体操の講座がとても人気です。色々なトレーニングの方法はありますが、簡単に歌を歌うことから始まったりですとか、折り紙をしたりとか、実際にスマホを使って脳トレのプログラムをやったりというのがあるのと、現場でのスタッフの対応の仕方については弊社の研修のノウハウもありますのでそれに従って対応できるようにというのは常にさせていただいています。

委員

例えば、新たに御社が指定管理者になった場合に施設の稼働率、利用者さんが増えていることが目標になろうかと思います。新たに利用者を増やすことに取り組まれると思いますが、イベントをしていただいて施設を広報していただくということ、施設を知っていただくためにイベントをする、知っていただいて施設に来ていただくという方法も必要かなと思います。他の施設との関係もあると思いますので、そこは相談していただいて、できる限り利用者が増える取り組みをしていただきたいと思います。

委員長

他でも高齢者の施設を運営されているということですが、高齢者や介護事業等でやっていて難しいことは何ですか。

法人A

基本的にはスタッフによる小まめなお声かけやコミュニケーション能力といったところになってくると思います。色々な性格の方がいらっしゃいますが、トラブルになった場合でも、皆さんに楽しく使っていただけるよう一つ一つ話をしながら解決させていただいたり、先ほどの話ではないですが、認知症の方が間違えて他の人の荷物を持って帰りそうになったりした時にも、お声掛けをさせていただいたりですとか、日ごろからのコミュニケーションを大切にさせていただいているところです。

委員長

それでは終了となりますので、事業者は退室してください。委員の皆様は採点をお願いいたします。

【採点】

委員長

次に、法人Bの審査です。

(法人B 入室)

プレゼンテーションを開始してください。

法人B

(プレゼンテーション)

委員長

質疑応答に入ります。何か御質問等はございますか。

委員

高齢者の就労支援についてお伺いしたいのですが、特に高齢者の就労技術の習得支援や就労機会の確保と書いてありますが、これはどのような内容をお考えですか。

法人B

施設の中を見せていただくと料理ができるなと思っている部分があります。我々グループ会社で保育所がありまして、お母さんやお父さんで夜遅くまでお仕事されている方にお弁当という形で提供できないかだとか。料理教室をさせていただいており、衛生管理を含

めたうえできちっと対応できるので、そういったものも含めて対応できるのではないかとまず1つ提案させていただきたいと思っています。2つ目は、保育所の先生方で飾り付けとかをよくされる業務があり、それが残業になっていてニュースでも問題になっていることに関しまして、夏休みになると内職になるんですが、飾り付けの折り紙を作っていただくようなことをうちの会社と組みながら事業化できたらいいなと思っています。

委員

いこいの家を利用している人が料理を作って提供するということですか。

法人B

もちろんそれも含めてですけれども。

委員

そういうことなんですね。それともう1つここに書かれていることで「こども食堂」が提案されていました。もちろん子育て支援は重要な施策ですからそれ自体はいいことだと思いますが、この施設は60歳以上の高齢者の福祉向上を図るために設置された施設ですので、そういった関係から「こども食堂」をどのような形で実施すればよいと考えておられるのでしょうか。

法人B

私も経験があるのですが、お年を召した先輩方が主体でやっていただく方が上手くいっているところが多くあるなと思っていますので、地域の課題として困っておられる方に手を差し伸べられるものになると施設に通っていただけるという、市の方々にもいい意味で助け舟になってもらい、刺激になっていただけるのではないかと考えています。1つの取組として、やる、やらないは抜きにして、課題を解決する、一市民として対応できればいいなという思いで、我々をもし選択していただいたらやる方向で考えていますので、皆さんに説明してやっていけたらと思っています。

委員

やり方が大変難しいなと思います。高齢者の方はここで何かを学びたいとかで来られていますが、どのように事業に持って行こうとされているのかがちょっとわからなかったの。そちらの理念は、やりたい思いはわかりましたけれども。やり方がちょっと不透明な感じがします。

法人B

ボランティア教室を使いながらやっていくのも一つの手かなと考えています。

委員

弁当を配食するとか、子ども食堂をやるとか、実際現場は見られたのですよね。今お考えのことが、あの厨房でそれは可能なのでしょうか。

法人B

検証していかないといけないというのはもちろんあるのですが、アイデアとしては出しでいかないといけないということと、それを販売となるとまた別のことになってくるかと思いますが、衛生法的な問題の話だと思うのですが、そこはクリアしていかないといけないと思っています。

委員

そうではなく、今の厨房施設では今お考えになっておられることが可能なのでしょうか。

法人B

クックチルなどやり方は色々あると思っています。冷凍を持ってきてや、食材をこちらで買ってきてなどやり方は色々あるのではないかとと思っています。

委員

そうなったときに、今の高齢者いこいの家の趣旨からして、ちょっと離れるのではないかと。これは少し穿った見方なんですけど、そういう事業をすることによって高齢者を雇用していくということに繋げていくのですか。

法人B

ちょっとその意図とは違います。

委員

ちょっと私が思っていることとかけ離れているかなと思います。今の高齢者いこいの家で、今おっしゃられたことができるのかなと私自身は思います。冒頭でおっしゃったこの施設を利用した、障がい者も含めた雇用をどのようにして考えているのですか。例えば、「高齢者の就労技術の習得支援を行い、就労機会の確保を図ります。」と記載されていますが、ここに来ている人はそういうことが目的ではないです。

法人B

今回このプレゼンに対してお話させていただいているのは、生きがいづくりの中の一つとして提案しているつもりです。就労だけをトピックスとしているだけではなく、それを

求めておられる方に対してもサービス提供していきたいという思いをお伝えさせていただいています。ですので、できる、できないで言われれば、すべてできなくなるので、何をすべきか、利用者様が何を困られているかというのを、今はデイサービスセンターもそうなんです、生きがいは働くことだと思っています。そう言われていることをここでコンセプトとしてやるべきだと御提案させていただいています。

委員

すべて、これはできませんよ、あれはだめですよ、と言うつもりはありませんが、それが上手く現実とマッチするのかなと。

法人B

現実にはマッチングしていくのが、私たちの仕事だと思っていますので。

委員

わかりました。

委員

利用者さんのニーズを聞き取ることが重要だと記載されており、確かにそうだと思いますので、アンケートの実施ですとかモニタリングと書いてありますが、具体的にはどのようにされますか。

法人B

一つの講座に関するアンケート、料理教室をしたときにこういう運びで良かったでしょうかというようなのは聞かせていただこうかというのと、施設全体に対して何かニーズがありませんかというような大きなものと、施設に対して発信というか、このようにした方がいいんじゃないかという細かなものといった、改善を求めることと、自分たちの評価をすることと、利用者自身が満足されているかというアンケートにフェーズを分けてやっていきたいと思っています。

委員

実際に参加された方たちに対して、紙ベースでされますか。

法人B

紙ベースが中心になりますが、ゆくゆくはできたら。

委員

参加された方からだけですか。色々なイベント、事業を考えていらっしゃると思うので

すが、そこに参加されていない方から意見を聞いたり、といったようなことはされないのですか。そういったことが書かれていなかったのです。

法人B

もちろんです。言葉足らずですみません。

委員

モニタリングについては、こういった手法でされますか。

法人B

モニタリングは、その書いていただいたものに対して、その後自分たちでちゃんと追えているのかというところもという意味で書かせていただいています。

委員

「高齢者は長年の様々な経験から豊富な知識と知恵を持たれており、それを発揮出来る雇用の場を弊社で確保して参ります。」と記載されていますが、雇用の場を御社で確保されるのでしょうか。

法人B

すみません、違います。そういったものを提供できるようにします、技術を身につけるような講座をしていきたいという意味で書かせてもらいました。

委員

御社でやっておられる事業での高齢者雇用や障がい者雇用ということに関しては、現在は定年年齢が60歳ですが、高齢者の方たちをどんどん雇用していこうというお考えでいらっしゃるすると、今後、定年年齢についても引き上げることも御検討されていますか。

法人B

当社では、そう考えています。うちだけでなく色々なところでチャンスができるようにと考えています。

委員

今後、就業規則等でも見直しされるお考えということですね。ありがとうございました。

委員

高齢者いこいの家はかなり歴史があります。その中で色々取り組まれて、直営から指定管理になるということで、私も含めてですが、いこいの家とはこういうものだという見方になってしまいますが、就労機会の確保ですとか子ども食堂という、そういう視点もあるのかなと思いました。厨房設備も使われて数年経っているが、その活用もできますよね。というのは、そういう視点もあるのだなと思いました。高齢者いこいの家は、元気な高齢者のレスパイトでチェアに横たわってとか、映画を見てとか、みんなでおしゃべりしてというくらいの施設かなというところからきたわけですが、いや、そうじゃないよと。もっと色んなことができるよという新しい視点を教えていただいたかなと思います。でもそれが実際、急にというハードルも非常に高いように思いますし、それをどう根付かせていくかというのは力仕事かなと思います。利用者の方がどう思われるかというところもありますので。ここだけの就労機会の確保や子ども食堂、厨房の活用というのはわかりますが、それを現実問題でどう繋いでいくかは、とても大変かなと思います。

委員長

お時間ですので、法人Bは退室をお願いいたします。委員の皆様は採点をお願いいたします。

【採点】

委員長

次に、法人Cの審査です。

(法人C 入室)

プレゼンテーションを開始してください。

法人C

(プレゼンテーション)

委員長

質疑応答に入ります。何か御質問等はございますか。

委員

関連法人がいこいの家の指定管理をされているということで、お話を色々と聞かれていますと思いますが、今されている事業から今後さらに充実させたいものですか、新たに計画している事業とかはありますか。

法人 C

今も利用者さんにアンケートなどでニーズをお聞かせいただいて、少しずつ少しずつ事業を展開していると聞いています。できれば、こちらの管理者の側からこれどうですかといった事業を行うのではなく、利用者の方が一緒になれる、それと高齢者といっても元気な方が多いので、その方々の持っておられるスキルですとかノウハウを活かしていただける、一緒になって吹田の高齢者の方が、あそこに行って私、力発揮できますというような形のものを一緒になって作り上げていきたいと考えています。

高齢者いこいの家ではサークル活動が行われていると聞いています。利用者さんの中からグループ化されてサークル活動が行われているという自主的な活動に繋がっているという流れがあるのですが、桜井市の老人いこいの家では、そういうサークル活動から地域の困りごとを自分たちで解決していこうという動きで「おせっかいクラブ」というグループができて、そこで住民自身が移動支援の取組みをしていたりします。最近では、買い物難民問題があって、移動支援をやっていこうとか、逆に生活協同組合さんと連携して食料品が地域に来るような取組を働きかけてやったりしていて、当然地域性はありますが、今後吹田の方でもそういった取組が生まれてくるといいなと思っているところです。

委員

就業規則についてお伺いしたいのですが、報酬規程を添付いただいています、その表紙に関西事業本部と記載されています。これ以外に関西事業本部に所属されている方々が適用される他の報酬規程はありますか。

法人 C

あります。今回これは関西事業本部に所属する者、異動が前提となる者の報酬規程になっています。それぞれの報酬規程も作成しておりまして、それに基づいて報酬を支給している流れになります。ですので、当然こちらの指定管理者になりましたら、それに基づく報酬規程を作成して運用していくという流れになると思います。

委員

いわゆる全体でみるようなものも存在するということですか。

法人 C

そうです。

委員

私の勉強不足ですが、会社ではない、いわゆる株式会社ではない、組合ですね。その部分というのは、組合というのは何かメリットがありますか。

法人 C

私たちは、働く人が作る協同組合としてやってきております。働く人が中心というところで、働く人がみんなでお金を出し合って共に運営して共に働くというスタイルでさせていただいていますが、その中で現場の職員の意見がダイレクトに事業運営に反映しやすい、働く者の意見は利用者さんからの声であったり、業者さんの声であったり、地域からの声なんです。そういう意味で繋がっているというところもありますし、より意見を反映させながら運営していこうというのは、話し合いを重視するというところでは歩みが遅い部分もあるかもしれないですが、決まったら実施までが早いという長所はあるのかと思います。

協同組合は一人一票制なんです。株式会社の場合は株主の出資金に応じた票数がありますけれども、出資金が多くても少なくても変わらないので、平等な話し合いを基本にするところなんです。

委員

色々な選定委員会に出っていますが、ここまで第9期吹田健やか年輪プランを基にして書いているのはないです。福祉行政はこの年輪プランをベースにして事業をどうふくらませていくのかというのが基本です。そういう意味ではなるほどなと申請書を見せていただきました。今の指定管理者から引き継いで、今雇用されている方もそのまま継続できるということで、そういう意味では、地元の方も大きく変わるよりは安心できるかなと。問題があれば別ですが。それと障がい者の利用に対する対応がきめ細かくお書きいただいているのは評価したいなと思います。私の感想ですが、利用者の方の声を大事にされてるんだなと、利用されている方も安心できるのではないかと思います。

委員長

連携のところでパートナーとして具体的にたくさん挙げていただいておりますが、既に法人との関係ができているのか、これから作っていかれるのかそのあたりお聞かせください。

法人 C

既に関係ができているところもありますし、これから関係をつくりたいと話しているところもあります。具体的な話になりますが、高齢者いきいの家は基本高齢者の人たちの場所です。ただ、地域の子供さんたちとの関わりを高齢者の方ももつと考えて、地域のみなさんと話をしているのは、子どもを先生に高齢者のみなさんに講習会を開いて、例えばスマホ教室とかですね、子どもができるようなものを開いて、この場を使って子どもさんと一緒に楽しんでいただくといったことも地域のみなさんから御提案いただいて、できるといいねという話をしているところです。

委員長

今のは桜井市でされていることですか。吹田市でのことですか。

法人 C

吹田市でということです。関係性を図っていますので、現所長からヒアリングをさせていただいたときに、そういう意見が出ていますと聞いています。現指定管理者からその話も引き継いでいきたいと考えています。

委員長

介護であったり相談に乗ったり困りごとを拾い上げていくということをお伺いしましたが、実際に置かれるスタッフはどんな方を、どんなことが得意な方というイメージがありますか。もし現段階でありましたら。

法人 C

今、移籍して受け入れようとしている指定管理者の方々は特に資格をもっているわけではないんですが、傾聴力、人の話を聞いてどのようにして形にしていくかを、なかなか資格という形で目に見えないものかもしれないんですが、指定管理の運営では非常に大事な力だと思っています。そういうところを大事にしていけるような人を配置していきたいと思っていますし、さらに言うと、今回移籍してもらおうと思っている方々のうち2人は岸部の方です。やはり地元の方をしっかりと採用してやっていることが重要だと思っていますので、そこは大事にしながら進めていきたいと思っています。

委員

連携団体・機関の中で特に、社会福祉協議会・地域包括支援センターとあえて言うなら障がい者支援交流センターも関係機関として一緒にやられたらいいと思います。お互いに知恵を出し合ったらいいと思います。社会福祉協議会は社会福祉協議会のノウハウがある。地域包括支援センターは地域包括支援センターのノウハウがある。障がい者支援交流センターもそういうことですよね。そういったところと話をされて、利用者アンケートをとった中で今度こうしましょうといったやり方が見えてくるから、そういうことはこれからもやっていただければいいのかなと思います。

委員

1年1,700万の中で、当たり前の話ですが人件費が、こういう施設というのは人的サービスなので人件費が6～7割だと思います。その時にそのサービスをされている方の価値だと思います。私の意見ですが、営業マンとは違いますのでいくら売り上げたとかそういうのは指標として出てこないんです。その方がどういうサービスをされているかという

その価値自体で、利用が増えるという連動の仕方をしていると思います。その働かされている方の価値、サービスの与えているものをどう評価するかというのが大事だと思うんです。数字に出ないので非常に難しい。そのところが、こういう施設サービスでは本当に難しいと思っています。だからそれをどう評価してあげるかなというのが組合の組織形態をとられていますので、その部分を考えていただければいいかなと思います。

委員長

そうしましたら、法人Cは退室をお願いいたします。委員の皆様は採点をお願いいたします。

【採点】

事務局は、採点表を回収してください。

事務局

【集計】

委員長

集計結果が算出されました。集計結果により、法人Aが指定管理者候補者、法人Cが次点者として決定いたしました。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

委員長

選定結果について、異議なしと認めました。

それでは事務局は、法人名を明記した答申書(案)を各委員に配付してください。

(事務局配付)

それでは、お手元の答申書(案)を当委員会の答申書として決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

委員長

異議なしと認め、この答申書(案)を当委員会の答申書として決定いたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。その他について、事務局の方から何かございますか。

事務局

本選定委員会は本日で終了となりますので、事務局を代表いたしまして、福祉部次長から御挨拶を申し上げます。

(次長挨拶)

委員長

それではこれもちまして、第2回吹田市立高齢者いきいの家指定管理者候補者選定委員会を閉会いたします。